

平成28年度 第1回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年4月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第1回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 26名 定員 29名
欠席 1名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
	○	17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成28年度 第1回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成28年4月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 27 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>22 番 高橋 日出子 委員</u> <u>23 番 小幡 悦男 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について 農用地利用集積計画意見決定について 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の策定について
5		その他 閉会宣言 14 時 40 分

平成28年度第1回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第1回魚沼市農業委員会総会は、平成28年4月25日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

それでは時間前ですけれども、総会に先立ちまして、本日の出席者数をご報告いたします。委員数27名のうち、欠席の届け出のあった方、議席番号17番小島治結委員の1名です。出席者数26名で、魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第1回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

事務局より二点お願いがあります。まず一点目ですが、毎回総会の議事録を作成しています。委託業者をお願いして音声データを渡し、文字お越しをして返していただきまして、再度見なおした後、議事録署名委員の方から署名をいただいて作成しています。そちらの委託業者から、発言の際にどなたが発言をしているか特定できないという話がありました。発言の際は議席番号及び氏名を発言の上、はっきりとした言葉で議長の指名を受けてから発言をお願いいたします。

もう一点ですけれども、皆さんはご承知のとおり非常勤特別職の公務員という立場ですので、私ども事務局も一般のお客様に知れないことについても皆さんにお伝えしていることもあります。その内容が外の方に漏れてしまうと、後々トラブルになってしまうこともありますので、ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

それでは、初めに上村会長からご挨拶をいただきます。お願いします。

（時刻は13時27分）

上村会長

（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回の報告事項は特別ございません。

農地部会長（森山武郎委員）

部会としては別にございません。

広報部会長（葦澤芳子委員）

広報部会としては、特に報告するようなことはありませんが、次回は8月になりますので、また皆さんご協力をよろしくお願いいたします。

議 長（上村会長）

ただいま、会務報告並びに部会報告が終わりました。そのほか皆さん方、ご質問等ありましたら、お願いいたします。

会務報告の中で4月27日急遽ということで、中越協議会の臨時総会ということで局長のほうから報告があったんですけれども、ご承知のとおり中越協議会は長岡を含む魚沼が入って中越ということですが。実は湯沢の農業委員会会長が代わったというようなことで、中越協議会から県の農業会議のほうにも理事が出ているというようなことの中で変更されたということで、それをよろしいかどうか総会の中で決定するという、そういった会議であります。そんなことで報告をしておきます。

（特になし）

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号22番高橋日出子委員及び議席番号23番小幡悦男委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議 長（上村会長）

それでは、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の3ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は6件ですが、詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号については、事務局の説明のとおり事前配布ということで、目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の5ページをお願いいたします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は9件受理し、受理通知書を送付いたしました。相続人はすべて魚沼市にお住いの後継者等にあたるため、今後も継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書6ページをお願いします。

日程第3報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は3件の届出がありました。

整理番号1 申請人 *****
 申請地 *****の一部 畑 60 m²
 転用目的 農機具格納庫

整理番号2 申請人 *****
 申請地 ***** 田 175 m²
 転用目的 農業用資材置場及び通路用地

整理番号3 申請人 *****
 申請地 ***** 畑 12 m²
 転用目的 農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の7ページをお願いいたします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は賃

借権の設定が3件、贈与による所有権移転が3件、売買による所有権移転が1件で合計7件です。

なお今回の案件の中に、整理番号7番ですが、*****委員本人の案件が含まれておりますので、農業委員本人は審議・採択ができないことから最後になりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

整理番号1 申請地 ***** 畑ほか3筆 合計3,352㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 賃借権設定 1年間 全体で*****円

譲受人は新規就農ということで、大型機械は所有しておりませんが、リースにより作業される予定です。なお、周辺の耕作地は譲渡人も耕作しておりますので、協力いただきながら耕作していくものと思われま

整理番号2 申請地 ***** 田ほか1筆 合計945㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

譲渡人は高齢で耕作できないため、譲受人は規模拡大を図るため、贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械等も所有しており経験年数も十分あるため、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 ***** 田 314㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請は自宅からも近く、隣接する耕作地は譲受人が耕作しているところで、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号4 申請地 ***** 田 79㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模拡大を図るためです。譲受人は大型機械も所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 ***** 田ほか3筆 合計3,901㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 所有権移転 売買 全体*****円

申請地は、譲渡人との賃借権が設定されていた農地ですが、経営規模拡大を図るため、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械等も所有しており、経験年数も十分あるため、今後も効率よく耕作

していくことが見込めると考えます。

整理番号6番につきましては、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため、説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番から4番及び6番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

また、整理番号5番につきましては、議案書にも記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件が設定されており、こちらも許可要件の全てを満たすと考えます。

以上でいったん説明を終わらせていただきます。

議長（上村会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明等ありましたらお願いいたします。

橘 精一委員

整理番号1番ですが、先日、*****さん、*****さんと電話で話をさせてもらったんですが、*****さんは新規就農者であり、この地の雪のすごさはあまり分かっていない人でしたが、就農意欲はすごくいっぱいありまして、この人であれば、この地へ百姓でもって落ち着くのかなと思いましたので、問題ないと思います。

佐藤正喜委員

整理番号2番ですが、4月23日に両者に電話で確認したところ、事務局の言う通りでございます。

高橋日出子委員

整理番号3番ですが、この案件につきましては、何も連絡はありませんでしたが、私のほうから*****さんのほうに電話をさせていただいて出向いて、またその場所も確認させていただきました。それで、*****さんが責任を持って今の場所はきちんと農耕作ができるということでしたので、事務局の言う通りでございます。

小岩 勇委員

整理番号4番ですが、*****さんと21日に現場を見させていただきまして、事務局の説明のとおりだと思いますので、問題ないと思います。

それから、整理番号5番のほうは*****さんがずっと農地を借りてやっていたので、引き続きまた*****さんがやるということで売買がなったということで、これも21日に現地に行って説明を聞いてきました。問題ないと思います。

佐野 彰委員

整理番号6番ですが、4月21日に*****さんのほうへ直接電話をさせていただいて、本人の確認も取れましたので間違いはないと思います。

議長（上村会長）

ただいま事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

初めに、貸借権設定に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転贈与に関する整理番号2番から4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、所有権移転売買に関する整理番号5番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、貸借権設定に関する整理番号6番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは続きまして、次の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についてに入らせていただきます。

事務局（穴沢主任）

恐れ入りますが、整理番号7番につきましては、委員本人の案件でございますので、*****委員につきましては、いったん退席をお願いいたします。

説明を続けます。

整理番号7 申請地 ***** 田 ほか27筆 合計 41,185 m²

譲渡人 *****

譲受人 *****

権利種別 貸借権設定 10年間

申請の理由は親から子への経営移譲です。議案書に記載のとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

議長（上村会長）

整理番号7番について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

目黒隆弥委員

今のこの案件なんですけども、当然親子です。ですから、これ自体問題はないんですが、こういう場合、第三者の確認というのは必要ないんですか。

事務局（穴沢主任）

後日確認して連絡したいと思います。申し訳ありません。

議長（上村会長）

事務局もまだ不慣れなようで、後日とさせていただきます。

とりあえずそのようなことの中で、ほかにどうでしょうか。

梅田隆夫委員

一応私も委員から聞いて、とにかく移譲したいということは私も確認しておりますので、そういう案件でありました。

議長（上村会長）

ありがとうございます。近くの担当委員がそういったことで聞いておるといふようなことでございます。いずれにせよ、確認をさせていただきます。

目黒隆弥委員

お願いします。

議長（上村会長）

それでは、特になければ、採決に入ります。

貸借権設定に関する整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から7番まで申請どおり許可することといたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の10ページをお願いします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は2件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	139 m ²
	農地区分	*****	第二種農地	
	申請人	*****		
	申請概要	*****	住宅1棟3階建	
	転用目的	*****	住宅建設の為	
	判断理由	*****	申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。	

申請地は*****地内の農地です。近隣アパートに住む息子家族と同居をするため、既存住宅を建て直し、宅地に加え自己所有の申請地に住宅を建築する旨、申請があったものです。

整理番号2 申請地 **** 畑 160 m²
農地区分 第二種農地
申請人 ****
申請概要 居宅及び作業所（既存）
転用目的 居宅及び作業所
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため。

申請地は****地内の農地であり、昭和 57 年に居宅及び作業所を新築いたしました。農地法の認識がなく無断転用を続けてきました。既に宅地化されているため、始末書が提出され、追認の案件となっております。以上です。

議長（上村会長）

議案第 2 号について、事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号 1 番ですが、実はこの案件につきましては、私が許可申請の代行をしています。内容につきましては、先ほど事務局が説明をしたとおり相違ありません。

目黒隆弥委員

整理番号 2 番ですが、今月の 1 日だったと思いますけれども、本人から自宅に来ていただきまして、種々いろいろな説明を受けました。既に昭和 57 年ですから過去のこととなりますけれども、やむをえないことだなというふうに考えております。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。採決は、整理番号ごとに行います。

整理番号 1 番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号 2 番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号 1 番、2 番ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の11ページをお願いします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は4件です。使用貸借権設定が1件、賃借権の設定が2件、所有権移転売買が1件となっております。

整理番号1 申請地 **** 畑 311 m²
農地区分 第1種農地
権利種別 使用貸借権設定
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 住宅1棟2階建
転用目的 住宅建設の為
判断理由 申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの
申請地は****地内の農地です。市内アパートに住む借受人家族は、子供の成長に伴い手狭になったため、実家隣接地を親より借受け、申請地に住宅を建築する旨、申請があったものです。

整理番号2 申請地 **** 田ほか1筆 合計1,097 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 賃借権設定 月額****円
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 店舗1棟、駐車場44台分
転用目的 コンビニエンスストア向け貸店舗及び駐車場敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域第1種住居地域が定められているため
申請地は****近くの農地です。今後の収益が見込まれる場所であるため、コンビニエンスストアを開きたいものです。

整理番号3 申請地 **** 田 124 m²
農地区分 第3種農地
権利種別 賃借権設定 月額****円
貸付人 ****
借受人 ****
申請概要 店舗1棟、駐車場44台分
転用目的 コンビニエンスストア向け貸店舗及び駐車場敷地
判断理由 都市計画法に規定する用途地域第1種住居地域が定められているため
説明については、整理番号2番と同様であります。

整理番号4 申請地 **** 田 268 m²

農地区分 第2種農地
権利種別 所有権移転 売買 **** *円
譲渡人 **** *
譲受人 **** *
申請概要 住宅1棟3階建
転用目的 住宅建設の為
判断理由 申請地は中山間地に位置する小規模で生産性の低い農地であるため

申請地は****地内の農地です。市内アパートに住む譲受人家族は、子供の成長に伴い手狭になったため、新築地を探していたところ所有者と話がまとまり、住宅を建築する旨、申請があったものです。以上です。

議長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明が終わりました。

続いて、地区担当委員の調査補足説明ありましたら、お願いいたします。

中澤正規委員

整理番号1番ですが、先日****さん立会いのもと現地確認したところ、事務局の説明のとおりで支障ないものと思われま

阿達 正委員

整理番号2番・3番ですが、先日****の方と話をしてきました。地図を見てもらうと分かるんですが、ちょうど道を挟んで三角のところ

ただ、まだ歩道と電柱という関係がありまして、まず土地のほうから許可をもらって、それから今度歩道・電柱の許可等をこれからもらうそう

櫻井信夫委員

整理番号4番ですが、先般、譲渡人****さん立会いのもと現場確認しました。先ほどの事務局の説明どおり相違ございません。

議長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

田中正雄委員

3番の賃借料はいくらでしょうか。

事務局（高橋主任）

月額****円です。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は、整理番号ごとに行います。

最初に、整理番号1番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号2番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号3番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号4番について申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、整理番号1番から4番まで許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の12ページをお願いします。

議案第4号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は3件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****	
	承継者	*****	
	申請地	*****	宅地 191㎡
	当初転用目的	一般住宅	
	変更申請概要	宅地拡張（自動車進入路）	
	変更理由	井戸水が出なく、住宅建築を断念したため	

申請地は国道17号線沿いの*****地内です。平成25年3月に農地法第5条第1項の規定による許可を得て、一般住宅を建築予定でしたが、その後調査を行った結果、井戸水が出ないことが判明し、雪処分に苦慮することが見込めることから、申請地での建築を断念いたしました。昭和54年に当時牛舎を新築した時から国道17号線への出入り口として使用しており、始末書が提出され、追認の案件ですが、この度事業計画変更の承認申請があったものです。

整理番号2	当初計画者	*****	
-------	-------	-------	--

申請地 ***** 田 162 m²
当初転用目的 寺、神社駐車場
変更申請概要 排雪及び消雪敷地
変更理由 雪を処理することができなくなり、消雪の必要が生じたため

申請地は、平成 21 年 4 月に農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を得て、駐車場敷地を建設予定でしたが、翌年から続いた豪雪のため、境内地内の駐車場の雪を処理することができなくなり、消雪用に池にするものであり、この度事業計画変更の承認申請があったものです。

整理番号 3 当初計画者 *****
 申請地 ***** 畑 188 m²
 当初転用目的 一般車庫
 変更申請概要 駐車場の建設
 変更理由 家庭環境の変化により

申請地は*****地内の農地です。平成 26 年 6 月に農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を得て、一般車庫を建築予定でしたが、家庭環境の変化により建築を断念いたしました。近隣の自宅では手狭なため、自家用及び来客用の駐車場として、この度事業計画変更の承認申請があったものです。以上です。

議 長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の説明・補足含めありましたらお願いいたします。

菰澤芳子委員

整理番号 1 番ですが、先日*****さんのほうに電話でお話を伺いました。事務局の説明のとおりでございます。

中澤正規委員

整理番号 2 番ですが、先日*****さん本人と平成 21 年当時の農業委員桜井さん立会いのもとで現地を確認したところ、事務局の説明のとおりで補足はありません。

梅田隆夫委員

整理番号 3 番ですが、現状も変化ありませんし、事務局の説明のとおりでございます。

議 長（上村会長）

ただいま事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は、整理番号ごとに行います。整理番号 1 番について申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号 2 番について申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。
整理番号3番について申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号「事業計画変更承認申請の承認」については、整理番号1番から3番まで全て承認することといたします。

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	356 m ²
	新地目	原野		
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和55年頃より耕作されていないため山林・原野化しており、農地として復元することは困難なため。		

議長（上村会長）

議案第5号について事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についての整理番号1番については申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可することといたします。

魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第6号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の14ページ及び別冊をお願いします。

議案第6号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」について、6件です。編入4件と除外2件となっております。

まずは、編入について説明いたします。申請人は、整理番号1番から4番の編入ともに新潟県知事泉田裕彦です。

整理番号1 申請人 新潟県知事 泉田裕彦
変更申請土地 別紙「編入土地一覧表」のとおり
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（伊米ヶ崎地区）施工に伴う編入

整理番号2 申請人 新潟県知事 泉田裕彦
変更申請土地 別紙「編入土地一覧表」のとおり
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（今泉地区）施工に伴う編入

整理番号3 申請人 新潟県知事 泉田裕彦
変更申請土地 別紙「編入土地一覧表」のとおり
変更理由 県営経営体育成基盤整備事業（長松地区）施工に伴う編入

整理番号4 申請人 新潟県知事 泉田裕彦
変更申請土地 別紙「編入土地一覧表」のとおり
変更理由 県営畑地帯総合整備事業（舟山地区）追加施工に伴う編入

以上、4件については圃場整備施工に伴い、施工地域内の導水路を農用地区域に編入する旨について意見を求められたものです。内容から計画変更同意できるものと考えます。

続きまして、除外についてです。

整理番号5 申請人 ****
変更申請土地 ****の一部 田ほか3筆 合計1,506㎡
変更理由 店舗（コンビニエンスストア）拡張のための除外
申請地は****近くの農地です。既存の駐車場では手狭なため、駐車場敷地を拡張し、店舗を移動する計画となっております。現地の状況及び事業計画内容から変更同意できるものと考えます。

整理番号6 申請人 ****
変更申請土地 **** 田ほか3筆 合計2,803㎡
変更理由 店舗（コンビニエンスストア）移転のための除外
申請地は、****地内の国道17号線に接する農地です。申請地から約1キロ上の既存の店舗、駐車場は手狭であり、隣接者に迷惑をかけているため、店舗を申請地に移設する計画となっております。現地の状況及び事業計画内容から変更同意できるものと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第6号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第6号「魚沼農業振興地域整備計画の変更意見決定」については、整理番号1番から6番まで申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり決定することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第7号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の15ページをお願いします。

議案第7号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	28件
	筆数	143筆
	面積	110,260.26㎡

なお、詳細につきましては、事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

議案第7号について、事前配布のとおりということでございます。事務局の説明が終わりました。質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

事務局（穴沢主任）

続きまして、所有権移転ですが、議案書の25ページをお願いします。今月は売買4件となっております。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	合計280㎡
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	合計434㎡
	所有権を移転する者	*****		

	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号 3	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 2 筆	合計 1,309 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		
整理番号 4	所有権を移転する農用地	*****	田	2,991 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長（上村会長）

内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 7 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

平成 28 年度の目標及びその達成に向けた 活動計画（案）の策定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 8 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の 26 ページからお願いします。

議案第 8 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について説明させていただきます。先回の総会議においては様式が示されていなかったために省略させていただきました。今回様式が示されましたので、平成 28 年度の目標及び活動計画（案）について概要を説明しますので、ご審議をお願いいたします。

別紙、資料に基づいて説明。

議 長（上村会長）

ただいま平成 28 年度の目標に向けた活動計画というようなことで、様式も新たに変わったというようなことでございます。ただいまこの状況というようなところの中での説明に質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようでしたら、お諮りいたします。現状を把握する中での今後の計画というようなところでございます。議案第 8 号「平成 28 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の策定」について、以上のとおりで決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

以上をもちまして、本日提案のありました報告並びに議案事項については全て終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は 14 時 40 分）

上記会議の内容は、平成28年度第1回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
